

令和5年度集团指導 障害児通所支援事業編

群馬県 障害政策課 地域生活支援係

説明内容

1. 虐待防止に関する事項
2. 身体拘束の禁止
3. 業務継続計画の策定等
4. 感染症対策の強化に係る取り組みについて
5. 安全計画の策定について
6. 自動車を運行する場合の所在確認について
7. 送迎車両の安全装置について
8. インクルーシブ保育について
9. 欠席時対応加算における注意事項について

1. 障害者虐待防止に関する事項

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容が追加となり、令和4年度より義務化となりました。

[見直し前]

- ① 従業者への**研修実施**（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）



[見直し後]

- ① 従業者への**研修実施**（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として**虐待防止委員会(注)**を設置するとともに、委員会での検討結果を**従業者に周知徹底**する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者の設置**（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いあり。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

2. 身体拘束の禁止について

○**身体拘束廃止未実施減算**について、令和5年4月より実施となります。

＜身体拘束等の適正化 運営基準＞

- ①身体拘束等の記録
- ②委員会の定期開催
- ③指針の整備
- ④研修の実施

身体拘束に関するやむを得ない理由
切迫性・非代替性・一時性

①～④を講じていない場合、減算適用となる

＜減算内容＞

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から、1日につき5単位を減算する

※参考資料 障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き

3. 業務継続計画の策定等について

○感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう事業者の取り組みが令和6年4月1日から義務化となります。

BCP（事業継続計画）・・・事業所が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合に、事業の損害を最小限にとどめ、事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めた計画

①業務継続計画（BCP）の策定の義務化

感染症や自然災害発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

②定期的な研修・訓練の実施の義務化

○従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施（年1回以上）が義務化

○研修の実施内容について記録が必要となります。

○訓練（シミュレーション）は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施

③業務継続計画の定期的な見直し

○業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。

※厚労省HP上で業務継続計画の作成研修動画・資料を公開していますので、ご活用下さい。

4. 感染症対策の強化に係る取り組みについて

○**感染症の発生及びまん延防止等に関して、以下の①～③が令和6年4月1日から義務化となります。**

①感染症委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を指します。（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- 感染症対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底をはかることが義務化されます。

②指針の整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務化されます。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

③定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施と、研修の実施と、研修の内容についての記録が必要となります。

5. 安全計画の策定について

○障害児通所支援事業所において安全計画の策定が、
令和6年4月1日より義務化となります。

- ①事業所の安全点検、従業者、事業所外での活動等における安全確保のための指導・研修・訓練等に関する計画を策定し、策定した安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない。
- ②安全計画について従業者に周知し、定期的に安全計画に関する研修・訓練等を行わなければならない。
- ③障害児の安全確保に関して、保護者との連携が図られるよう保護者に対し、安全計画における取り組みの内容について周知しなければならない。
- ④安全計画は定期的に見直し、必要に応じて変更を行わなければならない。

6. 自動車を運行する場合の所在確認について

児童の移動のために自動車を運行する場合の児童の所在確認・日常的に送迎に使用する3列シート以上の車両への安全装置の設置が令和5年4月1日から義務化。



令和5年度中に以上の要件に該当する車両へ安全装置を設置する必要があります。
(経過措置期間 R5年4月1日～R6年3月31日)

※安全装置取付完了まではチェックシート等の代替措置を講じる必要があります。

安全装置義務化要件

- ① 日常的に送迎に使用する車両
- ② 3列シート以上の自動車

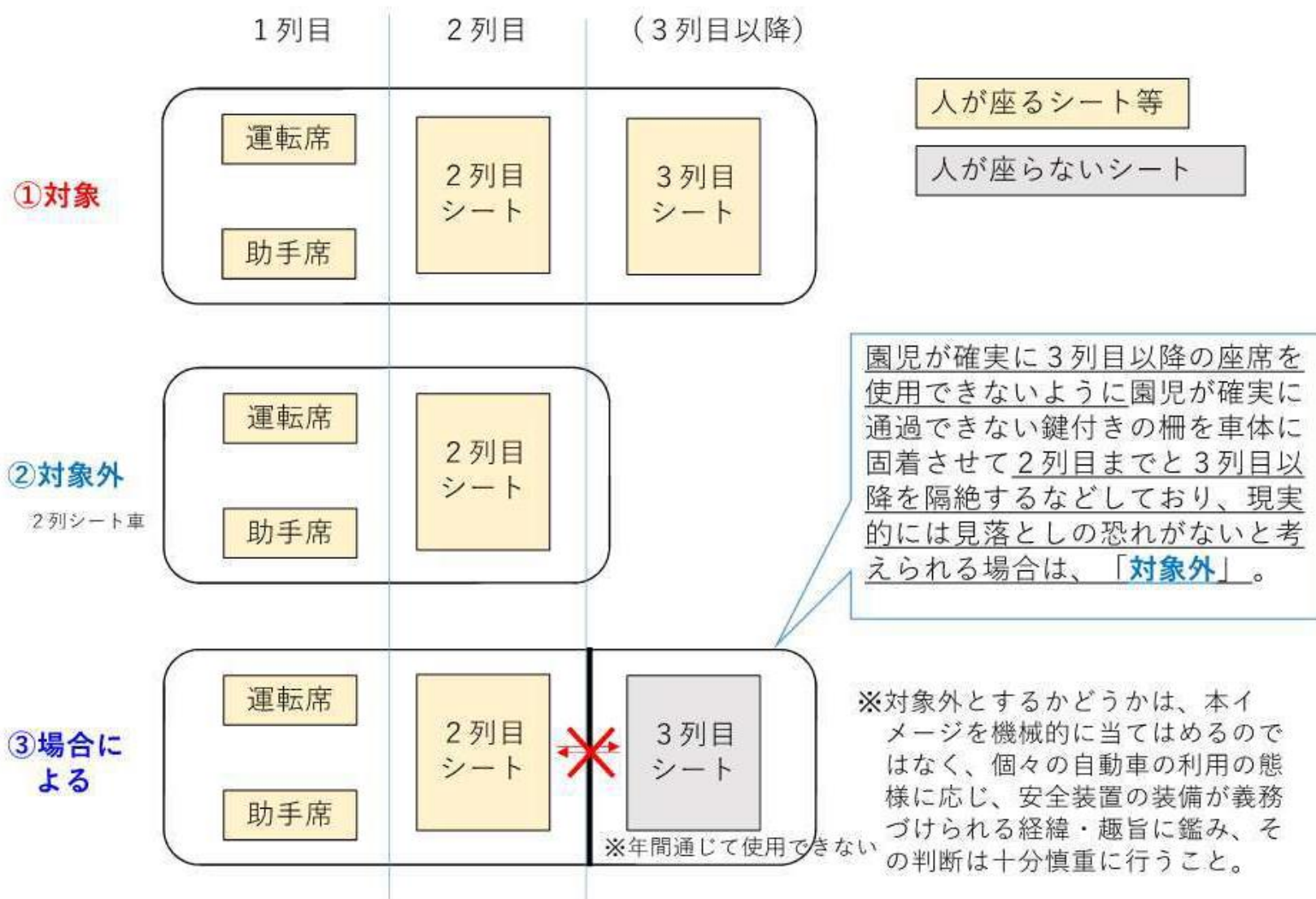
※バスのみでなく普通自動車も含まれます

※法人所有だけでなく職員の私有車で送迎する場合も含まれます

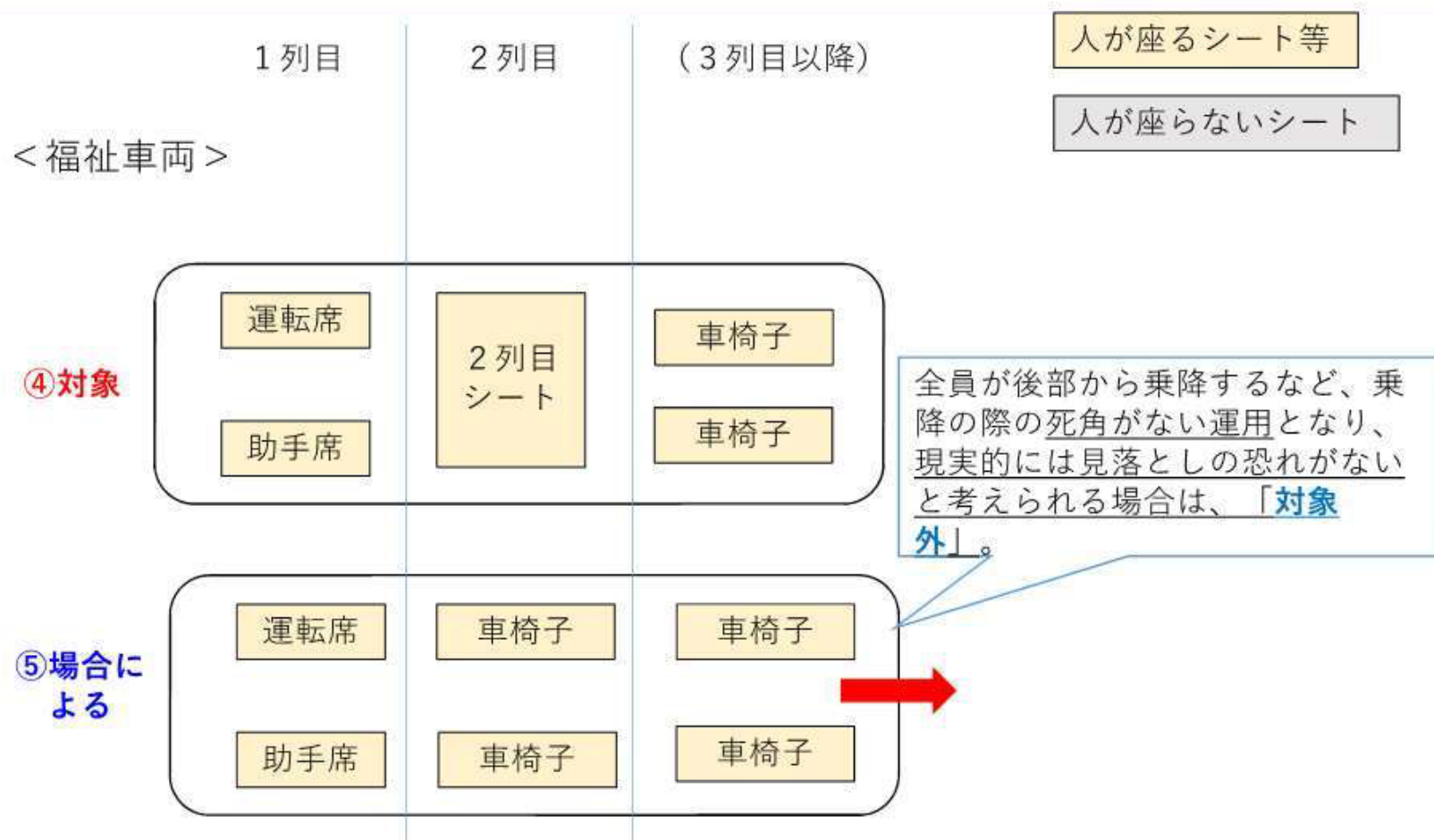


対象車両イメージ
参照

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

7. 送迎車両の安全装置について

- 安全装置は令和5年4月1日から取付が義務化となりました。
遅くとも令和6年3月31日までに取付しなければなりません。

○群馬県として子どもの安全安心対策事業として安全装置取り付け経費に対する補助金を行っています。

※原則、R5年6月に要望調査に回答した法人を対象としています。

※取付完了した法人に対し交付しますので早期の取付にご協力ください。

○詳細については県ホームページでご案内しております。

(障害政策課→各種手続き・申請・届出→群馬県子どもの安全安心対策事業補助金)

○こども家庭庁では令和6年度に同内容の予算を計上しています。

令和6年度補助金事業の実施について今後の情報にご注意下さい。

8. インクルーシブ保育について

保育所等と併設された児童発達支援事業所等でのインクルーシブ保育が令和5年4月1日から実施可能となります。

※インクルーシブ保育・・・保育所等と児童発達支援事業所等の併設・交流を行い、障害の有無にかかわらず保育・療育を実施すること。

<留意事項>

保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。



- ①保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること。
- ②交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。
- ③障害児の支援に支障がない場合に限り、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合し、一体的な支援が可能となる。

欠席時対応加算

障害児通所支援事業を利用する障害児があらかじめ利用を予定した日に急病等によりその利用を中止した場合に障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、障害児の状況・相談援助の内容を記録した場合に、1月に4回を限度として所定単位数を算定する。



算定は欠席の日数ではなく **支援の回数で加算を算定**する。

例：1回の連絡で2日分の欠席連絡を受けて、1回しか支援をしていない場合は1回しか算定不可。
※2回算定する場合には2回の連絡（支援）が必要となる。

ご視聴ありがとうございました。

今後とも県障害福祉行政にご協力賜りますよう
よろしくお願いいたします。

